

学習院大学専門職大学院法務研究科 法務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(12)-3
II 章ごとの評価	2-(12)-4
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(12)-4
第 2 章 教育内容	2-(12)-5
第 3 章 教育方法	2-(12)-10
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(12)-12
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(12)-16
第 6 章 入学者選抜等	2-(12)-17
第 7 章 学生の支援体制	2-(12)-19
第 8 章 教員組織	2-(12)-21
第 9 章 管理運営等	2-(12)-24
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(12)-25
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(12)-27
<参 考>	2-(12)-29
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-31
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-32
iii 自己評価書等	2-(12)-33

I 認証評価結果

学習院大学専門職大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 展開・先端科目として配置されている1授業科目において、シラバスには展開・先端科目の授業内容が記載されながら、実際に開講された授業内容は法律基本科目の内容にとどまり、シラバスに記載された授業内容と実際に開講された授業内容の科目区分が一致していないことから、シラバスに記載された内容に沿った授業を行うよう改善する必要がある。
- 1授業科目において、達成度に照らした適切な成績評価の方法がとられていないため、成績評価の方法について、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目の成績評価において、教員及び学生に公表されている「法科大学院成績評価についてのガイドライン」と著しく異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、改善を図る必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「法科大学院における教育によって我々が目指すものは、何よりも、国民のための司法を担う質の高い法曹の養成です。改めて指摘するまでもなく、我が国の法曹人口は、欧米先進諸国に比して著しく過少であり、とりわけ地方においては、国民は満足な法律サービスを受けられない状態におかれています。社会生活上の医師としての在野法曹を多教育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要です。また、国境を越えた人的・物的交流がますます盛んになりつつある今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起しています。それぞれの状況に適切に対処するためには、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識が必要です。これらの能力をバランスよく身につけた法曹が求められていると思います。学習院大学法科大学院では、以上の見地から、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置いています。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、以下の(1)から(3)が行われている。(1)基礎学力の涵養に努め、次いで基礎から応用まで無理なく学力を伸ばすことができるように法律基本科目を中心に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の配置、(2)1年次の法律基本科目である授業科目「起案等指導1」及び「起案等指導2」並びに2・3年次の法律実務基礎科目である授業科目「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」における5～6人規模の少人数のクラスによる個々の学生の能力や進路についての希望に応じた指導、(3)企業法分野、一般民事法分野、公法紛争や刑事法分野の志望する法曹分野に応じた履修モデルの提示等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、検察庁、公務員、民間企業等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、1年次には法律基本科目をひととおり概観して基本的な知識を修得し、2年次には法律基本科目についてさらに高度な知識を修得し、法曹として必要な法知識を蓄積して理解力を深めるとともに、法律実務基礎科目を履修し、理論的教育から実務的教育への架橋を意識した教育課程が編成され、3年次には主として展開・先端科目を履修して応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習の履修により法律基本科目の学力をさらに向上させ、法律実務基礎科目を履修して実務に必要な知識や技能を修得し、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法学未修者向けの導入的な授業科目「起案等指導1」及び「起案等指導2」が開設され、担当教員が学生の個別相談に応じるなど、学習指導の体制がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、模擬裁判、ローヤリング、エクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「アメリカ法1」、「アメリカ法2」、「法理学1」及び「法

理学2」等、(4)展開・先端科目として、企業法分野として授業科目「企業法務2」及び「金融商品取引法」等、一般民事法分野として授業科目「消費者法」及び「医療と法」等、公法紛争や刑事法分野として授業科目「刑事法演習1」及び「刑事法演習2」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、授業科目「起案等指導3」及び「起案等指導4」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、実務の経験を有する教員が関与するなど、おおむね法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「刑事法演習3」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、授業科目「起案等指導1」及び「起案等指導2」各 1 単位の合計 60

単位とされており、このうち2単位は、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
- イ 法文書作成
(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務」（2単位）が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「刑事手続法演習（模擬裁判等）」（2単位）が必修科目として開設されているほか、必修科目として開設されている授業科目「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」（各1単位）と合わせて、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を超えて修得するものとされている。

法情報調査は、新入生を対象とする履修ガイダンスの中で法学既修者を含む学生全員に指導が行われているほか、授業科目「法情報調査」が選択科目として開設されており、法文書作成は、必修科目である授業科目「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、法律実務基礎科目の授業内容及び担当者の決定が、専任教員（実務家教員と研究者教員）で構成される教授会において行われ、また、授業科目「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」、「起案等指導6」及び「法曹倫理」においては実務家教員のほか、研究者教員も授業担当者となっており、授業科目「法曹倫理」においては実務家教員と研究者教員がオムニバス形式で開講しており、授業科目「エクスターンシップ」においては実務家教員と研究者教員が共同で担当しているなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち16単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 授業科目「起案等指導3」及び「起案等指導4」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 授業科目「刑事法演習3」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、入門科目等一部の授業科目においては講義形式を併用しつつ、双方向的又は多方向的な授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、学生に予習を行わせた上で、質疑応答又は授業参加者同士による討論等の少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が

整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1授業科目において、シラバスに記載された授業内容と実際に開講された授業内容の科目区分が一致していないもの、おおむね1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載され、「法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス」として学生に配付されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材等の指定、予習に関する指示、休祝日関係なく利用ができる自習室の整備のほか、教務支援システムによる関係資料の事前配付、判例及び法令データベースの整備、授業科目「起案等指導1」、「起案等指導2」、「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」の担当教員による個別相談等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては35単位が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 展開・先端科目として配置されている1授業科目において、シラバスには展開・先端科目の授業内容が記載されながら、実際に開講された授業内容は法律基本科目の内容にとどまり、シラバスに記載された授業内容と実際に開講された授業内容の科目区分が一致していないことから、シラバスに記載された内容に沿った授業を行うよう改善する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設立された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、成績のランク分けは「法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス」に記載され、学生に周知されている。また、1授業科目において、達成度に照らした適切な成績評価の仕方がされていないほか、同授業科目において成績の各ランクの分布に著しい偏りがあるものの、成績評価における考慮要素については、学期末試験、小テスト、中間テスト、レポート、授業に対する貢献度、出席状況等としており、これらは「法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス」に記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、学生への答案の返却、試験後の講評の実施、成績に疑義のあった場合に学生から提出される成績調査願に係る調査及び学生への回答、教員間で採点分布に関するデータを共有するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、履修した授業科目に関し成績の各ランクに学生が何人存在しているかを示すデータを成績表とともに学生に配付しているほか、期末試験の試験問題と採点のポイントを記載した冊子である「法科大学院の試験」の配付等、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、筆記試験の採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは「法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス」に記載され、学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、102単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計39単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位と合わせて、39単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目14単位、授業科目「起案等指導1」及び「起案等指導2」各1単位、法律実務基礎科目12単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目16単位のほか、各科目にわたる選択科目から10単位（ただし法律基本科目は8単位を上限とする。）を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題は、過去の試験問題及び当該大学法学部の試験問題と重複及び酷似がないか点検が行われ、採点に際しては受験番号にマスキングを施すことで匿名性を確保し、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法・民法・刑法については論述式の試験が、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については簡易記述式問題、正誤問題又は穴埋め問題の試験が実施され、法科大学院全国統一適

性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 1 授業科目において、達成度に照らした適切な成績評価の方法がとられていないため、成績評価の方法について、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目の成績評価において、教員及び学生に公表されている「法科大学院成績評価についてのガイドライン」と著しく異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、教授会及び「運営委員会」において授業内容・方法の点検等が行われ、その研修及び研究が組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業評価アンケート結果の教員への通知、モデル授業検討会の実施と参加教員による意見交換、法務実務研究会におけるFDに係る活動等、教育の内容及び方法の改善を図るための取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「本法科大学院は、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的としている。そのために、入学者選抜に際しては、アドミッションポリシーとして、法曹資質にかかわる基礎学力、すなわち論理的思考能力、論述能力、既修者については基本的法律知識等を有するかどうかを重視する。また、志望動機が堅固であるか、バランスのとれた考え方ができるか、といった人物面を考慮し、社会に貢献しようという高い志を抱いている有為な人材を選抜することを目指す。」として設定され、入学試験要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念及び目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト及び入学試験要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法務研究科長及び法科大学院主任の指揮・監督の下、全学の「入学試験委員会」に所属する入学試験委員2人が企画・運営・調査・広報を担当して入試業務の中心となり、入学者選抜を実施し、試験問題は「入学試験出題委員会」において検討され、合否判定を法科大学院の全教員が参加する「合否判定会議」にて行い、最終判定を教授会の審議を経て行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、小論文試験問題、法律科目試験等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、入学試験要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をするよう努めており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1段階として大学の学業成績、志願者の自己評価書・志望理由書等により書面調査を行い、第2段階として、法学未修者コースについては小論文試験、法学既修者コースについては法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、書面審査において学業成績及び自己評価書・志望理由書のほか、各種公的資格等の証明書及び学業・研究上の業績や推薦書等の任意提出書類も評価対象として加味するなど、法学未修者コース及び法学既修者コースのいずれの入学者選抜においても、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約36%、平成22年度は約31%、平成23年度は約30%、平成24年度は約17%、平成25年度は16%であるものの、入試制度の見直しを行うなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は92人であり、収容定員150人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更(65人から50人に削減)が行われ、平成26年度入学者選抜から募集回数の変更を行い、法学未修者コースと法学既修者コースの併願制を導入したほか、広報活動の積極化など、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、授業科目「起案等指導1」、「起案等指導2」、「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」の担当教員による個別相談・指導によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、新入生ガイダンスにおける履修ガイダンスや図書館の利用法等を説明する法経図書センターガイダンスの実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、授業科目「起案等指導1」及び「起案等指導2」の担当教員による個別の履修指導、並びに入学前のテキストの案内及び予習範囲の文書での明示を行うなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、教員が学生からの質問に随時応じるなど、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられている。

このほか、当該法科大学院修了生の弁護士チューターの学習支援等、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、当該法科大学院独自の授業料の減免制度、並びに学術奨励と経済援助を目的とする全学生を対象とした奨学生制度として「学習院大学奨学金」及び「学習院大学教育ローン金利助成奨学金」制度等が整備されている。

学生生活に関する支援については、「保健センター」における健康相談、メンタルヘルス相談及び診療、全学の学生センター学生相談室における学生相談が行われ、各種ハラスメントについて、全学的なハラスメント相談窓口による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、身体障がい者用のエレベーターが設置されているなど、整備充実を努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、点字の教材の用意、手話のできる補助者及びノートテイカー要員等による支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、授業科目「起案等指導1」、「起案等指導2」、「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」の担当教員による個別相談、全学のキャリアセンターによる相談のほか、当該法科大学院出身弁護士による企業法務講座が開設され、法曹の就職情報に関する情報を得ることができる機会が設けられており、また、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、教授会が任命した審査委員会による審査及び報告を受け、教授会で決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法務研究科長の発議に基づき、教授会の議を経て、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目の必修科目のほか、授業科目「公法演習」、「法情報調査」、「企業法務1」、「企業法務2」、「民事法総合演習1」、「民事法総合演習2」、「民事法総合演習3」、「民事法総合演習4」、「刑事法演習1」、「刑事法演習2」、「刑事法演習3」、「刑事法演習4」、「担保実務研究」及び「債権法改正」とされており、そのうち必修科目の授業は、約7割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員5年以上の実務経験を有する者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野における能力の向上及び教育研究の発展を目的として研究休暇制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、研究補助室に副手3人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任の教授及び准教授により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、法務研究科事務室が組織され、課長1人、職員2人、非常勤職員1人が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法人から全体の予算編成方針が示され、それに対して学内でヒアリング及び部局間の調整を行った上で予算要求を行っており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷教室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、パソコン、ビデオ再生装置、Blue-rayディスク再生装置、DVD再生装置、CD再生装置、書画カメラ、スライド等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく7時から23時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、各席にパソコン、インターネット環境、学内LAN、同階の室外に複写機、同階のロッカー室に個人用ロッカーが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して法学部・経済学部図書センターに収蔵されている図書資料の蔵書検索及び各種法律データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、当該法科大学院学生図書室、法学部・経済学部図書センター、全学の大学図書館が整備されている。法学部・経済学部図書センター及び大学図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法学部・経済学部図書センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、図書の持ち出し防止システムが設けられるなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、OPAC検索用及びデータベース・CD/DVD-ROM検索専用パソコン、学習用パソコン、複写機、マイクロ資料及びマイクロフィルムリーダー等が整備されている。また、法学部・経済学部図書センターには、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書・資料・法令集・判例集の検索が可能となっている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる講師控室が、特別招聘教授には共用の研究室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室のほか、学生指導室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法学部・経済学部図書センターに司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、評価項目として「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「自己点検・評価委員会」で検討し、報告書を作成して公表しており、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット、学生募集要項等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「自己点検・評価委員会」において収集され、法務研究科事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）

(2) 所在地

東京都豊島区目白1丁目5番1号

(3) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：93名

教員数：17名（うち実務家教員5名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

学習院大学は、開学以来、スクール・オブ・ガバメントの理念を掲げ、発展してきた。1964年には政経学部から独立した法学部を設け、1972年には、大学院法学研究科を発足させた。この法教育体制のもとで、多くの優秀な人材を法曹界に送り出してきた。彼らは、裁判官・検事・弁護士として、各々の分野において立派な活躍をしている。

(2) 開設

学習院大学は、平成16年4月1日に、入学定員65名（法学未修者コース約15名、法学既修者コース約50名）の法科大学院を開設した（なお、平成22年度より、法学既修者コースの定員を15名減らし、入学定員は50名となっている）。これは、上記の沿革と理念とを基盤に司法制度改革の理念に正面から取り組み、本来の法曹教育を追求しようとするものである。そのことは、次にあげる主要な特徴に現われている。

(3) 主要な特徴

(ア) オーソドックスな法曹養成教育 裁判官・検察官・弁護士のすべての法曹分野に人材を送り出す目的で、全法分野にまんべんなく力点を置いた教育を行っている。カリキュラム内容はもとより各科目の教育実践とおして、従来の法学部では行われていなかった法実務訓練の要素を導入するとともに、実務のあり方をふまえた高度な理論的法学教育を行っている。

(イ) 優秀な教授陣 そのようなオーソドックスな法曹養成教育を実践するためには、しっかりとした教授陣を組織する必要があるが、幸いにして発足以来それを実現することができた。実務家教員5名を含む17名の専任教員は、いずれもその専門法分野で優れた研究、教育、

法実務上の経歴を有しており、さらに、法学部法学科所属の教員は、優れた研究業績をもとに、法科大学院の教育にも参画している。

(ウ) 徹底した少人数教育 上記二つの特徴は、徹底した少人数教育によって維持されており、これをも特徴としてあげることができる。前述のように、入学定員を小規模のものとしたことは、授業クラスの規模を数人から40人、多くても60人ほどに編成でき、対話方式の教育の実施を容易なものとしている。さらに、教授一人に対して5人前後というクラス編成をする「起案等指導」の授業は、学生の個別の資質に応じた法実務教育を実現させている。

(4) その他の特徴

以上のほか、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という）が勉学にふさわしい環境にめぐまれていることもあげることができる。

まず、大学キャンパスは、交通至便な地にあり、豊かな樹木のなかに落ち着いた雰囲気をもっている。このことは、法科大学院学生の誰もが賛美するよき学習環境である。

次に、教師と学生の間に親密な人間関係がみられることは、学習院大学のよき伝統であると広く認められてきた。法科大学院においてもこれが継承され、他大学から入学した法科大学院学生が異口同音に評価する人的雰囲気が形成されている。

さらに、平成22年に竣工した中央教育研究棟は、9階から11階が法科大学院専用となっており、特に9階は1フロアが全て法科大学院学生専用の自習スペースになっているなど、施設面についても充実した学生対応を行っている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを基本目的としている。これは、すでによく指摘されているように、日本の法曹人口が欧米先進諸国に比して過少であること、特に地方における法律サービスが不十分であることに対応するためである。そのためには、社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起する。こうした状況は、法科大学院発足以来 10 年を経る今日でも、対応すべき対象であることに変わりがない。それ故、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識をバランスよく身に付けた法曹の養成が必要とされている。この見地から、本法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、以下のような法曹養成教育をしている。

(1) ビジネス・ロイヤーの養成

今日急速に需要が高まっている企業法務の領域で活躍できるビジネス・ロイヤーないしコーポレート・ロイヤーの養成を重要な目標としている。そのために、本法科大学院のカリキュラムの中に、ビジネス・プランニングや金融法、企業法といった、いわばビジネス・ローの諸科目が配置され、企業法務の経験豊かな弁護士の実務家教員を中心に教育体制が整えられている。

(2) ビジネス・ロー領域以外も重視

上記のことは、他の領域を軽視する趣旨ではない。たとえば、現代国家において公法上の紛争は増大しつつあり、憲法訴訟や行政訴訟を専門とする法曹の需要も高まっている。そこで、かかる公法分野に強い法曹を養成することにも力を注いでいる。また、刑事法分野の重要性は、いうまでもないことであり、検察官や刑事裁判官、刑事事件を専門とする弁護士を目指す者のために、刑事分野の経験豊かな裁判官・検察官出身の実務家教員を配置して、実務刑事法教育に万全の態勢をしいている。

(3) 法律サービスに恵まれない地域に献身する法曹の養成

法科大学院の設置は、単に実務法曹を養成するためでなく、憲法の定める「法の支配」の理念を実質化していくための抜本的な改革であることに思いを致せば、国民のための司法の担い手になるという意欲をもった法曹をこそ育てるべきであると考えられる。その意味で、ビジネス・ローの最前線でなくとも、法律サービスに恵まれない地域の人々のために、縁の下での力持ち的役割を進んで引き受ける法曹がいてよい。本法科大学院は、そのような高い志をもった法曹をできるだけ多く輩出していくことを目指している。

これらの具体的教育目的は、前述した本法科大学院の第一の特徴であるオーソドックスな法曹養成教育ということの反映であり、これについて、オールラウンドな法曹養成を行っているとの性格付けをしてきたところである。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_gakushuin_h201403.pdf